

第 1 2 回千代田区特別職報酬等審議会議事録

日 時：平成27年12月10日（木）

場 所：千代田区役所

出席者：（委 員）9名（定数12名、欠席：上村委員、平委員、塚本委員）

（事務局）政策経営部長、総務課長

発言者	発言内容
武藤会長	<p>皆様、本日は御多忙のところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。</p> <p>ただいまから第12回「特別職報酬等審議会」を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、傍聴の方に御案内申し上げます。</p> <p>先ほど会議が始まる前に申し上げたとおり、録音・撮影は自由になさっていただいて構いません。ただし、中に入ってきたりして写真を撮るようなことはお控えください。</p> <p>また、本日の資料ですが、本日は答申案を議論する日程となっております。まだ最終確定ではなく、本日の議論を踏まえて修正・加筆を行うということを十分に御理解ください。議事録あるいは傍聴した結果だけで判断されるより、資料をごらんいただき、我々の議論を正しく理解いただきたいと思いますので、傍聴の方にも資料をお渡しいたしますが、くれぐれもこれが最終答申ではなく、本日の議論によって修正されたものが最終になるということをご踏まえていただきたいと思います。</p> <p>それでは、審議会を始めたいと思いますので、携帯電話等をお持ちの方はマナーモードに切りかえていただきたいと思います。</p> <p>初めに、前回会議の会議記録をお手元にお配りしております。皆様に御確認をいただき、訂正等がございましたら、12月18日までに事務局へ御連絡ください。</p> <p>本日は、上村委員、平委員、塚本委員は欠席の旨、御連絡をいただいております。</p> <p>さて、本日の審議会ですが、これまで皆様に御議論いただきまして、そのものを最終的に答申案として整理いたしましたので、この案文について議論をしたいと思います。</p> <p>皆様には、事務局から事前にお送りしておりますので、お目通しいただいているかと思いますが、案文は1ページの前文、2ページ、3ページが答申、4ページから12ページがこれまでの検討経過、そして最後に今後の課題というつくりになっております。</p> <p>まずは4ページの検討経過から確認をしていきたいと思います。</p> <p>順番をちょっと入れかえますが、これまで審議してきた検討経過の部分を最初に読み上げていただき、その後に答申というふうに進めたいと思います。</p> <p>まずは、4ページの検討経過の（1）報酬等の額の定め方についての①区民に対する透明性の確保の部分をご踏まえていただくということにしたいと思います。</p> <p>それでは、お願いいたします。</p>
総務課長	<p>今、会長からお話ございました4ページの検討経過、（1）報酬等の額の定め方について、①区民に対する透明性の確保の部分でございます。読み上げさせていただきます。</p> <p>特別職へは、例月の給料月額に加えて、期末手当や退職手当などの諸手当が支給される。また、区議会議員へは、議員報酬に加えて、期末手当が支給されるほか、性質は異なるものの各会派に支給される政</p>

<p>武藤会長</p> <p>山本委員 武藤会長</p> <p>総務課長</p>	<p>務活動費もあり、区民から見て、決して分かり易いとは言えない状況にある。また、給料や議員報酬のみをもって、職務と責任に見合う額を検討することは困難である。</p> <p>区では、平成22年から広報紙「広報千代田」紙面上で、特別職の報酬等の状況を年間支給総額として掲載するという工夫をしている。一方、当審議会においても、かねてより総合的な観点からの検討を望んでいた中で、審議会条例の一部改正がなされ、総合的に検討することが可能となった。このため、区民にとってより一層分かり易く、また、行政の透明性を確保するために、今回、さらに便宜上、退職手当や政務活動費をも含めた年収額を積算し、比較検証を行った。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>額の定め方についての最初の部分ですが、まず透明性を確保するという点を重視してきたということではありますが、この部分について何か御意見ございますでしょうか。</p> <p>このとおりでからいいんじゃないでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、続きまして、②の部分、ちょっと長くなりまして、6ページまでにわたりますが、では、②を読み上げてください。</p> <p>4ページ、②でございます。</p> <p>②一般職を基準に職務と責任という視点からの検証</p> <p>各特別職、及び議員による一年間の活動を保障するために必要な年収額を定めるにあたり、まず、それぞれの職務と責任についての分析を行った。</p> <p>区長については、平成26年度実績で、月曜日から金曜日までの平日は一般職員と同様に毎日勤務をしており、かつ、年間245日のうち127日においては、会合等によって17時以降の勤務実態があった。これは率にして52%、概ね2日に1度という割合である。また、土日祝日、年間120日のうち70日において、各種事業等に出席するなどの勤務実態があった。これは率にして58%であり、それぞれ1日中拘束されるものではないにしても、いわゆる「週休1日」ですら満足に確保できてはいない状況である。そして平日に休暇を取得した日数は、夏季休暇等も含め8日間であったことから、平成26年度における年間勤務日数は307日と、勤務日数だけでも激務であることがわかる。</p> <p>そして、区長は区政全体のあり方、方向性を定める責任者として、様々な事項について判断をし、区全体を導いていく必要がある。これは全国の地方公共団体の長が共通して担っている職責である。</p> <p>これに加えて、千代田区は日本における社会経済活動の中心地であり、昼間人口80万人と言われる特殊な自治体である。このため、主に住民だけを対象とした行政を担っている他の自治体と比べ、災害対策、安全対策、インフラ整備と、千代田区長の責任範囲は広く、かつ非常に重い。</p> <p>副区長については、区長が定めた方向性を形にしていく上で、事務方のトップとして様々な課題を解決するための判断を行う。その所管する範囲は、行政内部を含め区政全体に及ぶため、担うべき責任は非常に大きい。</p> <p>教育長については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」の改正により、平成27年4月1日から新たに教育長となる者から特別職と位置づけられ、法改正以前における、教育委員会事務局を統括する「教育長」と、教育委員会を代表する「教育委員長」の双方の役割を担うこととなり、これまでよりもその責任は重くなっている。ただし、その所管する範囲は教育に限定されている。</p>
--	---

	<p>一方、議員については各議員によって活動実態に幅があるものの、公式の会議、委員会等が年間130日程度開催され、かつ、これらの会議等に出席するための準備に要する時間が必要となっている。また、区長と同様に各種行事等への参加も慣例的に行われている。その他日常的に行われているのが、区民等からの生活相談である。これは土日、夜間に関係なく、プライバシー性の強いものや、地域事情を知らないと対応できない相談が多いことから、区役所ではなく議員へ相談が持ちかけられることが多い。このため、実際の年間活動日数は200日～300日近くになるとの意見も出されている。</p> <p>議長は、議会を代表する立場として議会の事務を統理し、議事を整理する。議会の代表者として各種行事への出席も行うため、他の議員と比べて公的、な活動実績は多く、その責任も重い。</p> <p>委員長は、常任委員会、特別委員会の議事を整理する「実務の束ね役」として、細部に亘って意見を取りまとめる責任がある。</p> <p>副議長、副委員長は、それぞれ議長、委員長が欠席する場合などにその職務を代行するが、それ以外の時には役職のない議員と大きな差はない。</p> <p>なお、審議の過程においては、議員報酬以外の収入を得ているかどうか、あるいは議員活動そのものをボランティアとして行うべきかどうかという議論もなされたが、形式的には非常勤とはいえ、年間を通じてこれだけの活動実態があることに加え、議会としては幅広く、多様な方々によって構成されなければならない、むしろ議員活動に専念し、報酬に見合うだけの職責を果たしてもらいたいとの意見も出された。</p>
武藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ここの部分は検討過程において、それぞれの特別職あるいは議員、議長、委員長、一般の議員さんがどのような活動をしているかということ調べて、それを要約的に記述した部分であります。いかがでしょうか。</p> <p>実際の議論はもっと詳しく、資料を見ながら検討したかと思いますが、事実経過だけですので。</p>
藤原委員	<p>どうぞ。</p> <p>一言だけ。小さいことですが、5ページの上から「特殊な自治体である」という「特殊な」というところがちょっとひっかかるのです。ほかにも特殊なところはいっぱいあるのです。例えば大学が集中しているところとかです。千代田区はたまたま政治経済かもしれないですが。「80万人と言われる自治体である」としてしまったほうがすっきりしないかなと思います。</p>
武藤会長	<p>なるほど。「特殊な」は入れなくてもよいということですね。いかがですか。</p> <p>よろしいですね。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかはいかがでしょう。</p>
藤原委員 武藤会長 藤原委員 武藤会長	<p>それともう一つ、5ページの下から4行目の「公的、」。</p> <p>読点がついているということですね。</p> <p>そうです。</p> <p>「公的な」ですね。ありがとうございます。</p> <p>それでは、次の③に進んでよろしいでしょうか。ここの部分が重要なところになりますので、ここもちょっと長くなりますが、読み上げてください。</p>
総務課長	<p>6ページの③指数による新たな指標でございます。</p> <p>「報酬等の額の定め方」という新たな課題に対して、当審議会で</p>

は、社会経済状況や他自治体の動向、そして人事委員会の給与勧告など、これまで「額の適否」を検討する際に参考としてきた数値以外の新たな指標の検討を行った。

国家公務員の一般職給与については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第28条で、人事院勧告に基づき、「社会一般の情勢に適用するように、随時これを変更することができる」という「情勢適応の原則」が、また、同法第62条には「職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。」という「給与の根本基準」が規定されている。

また、地方公務員の一般職給与についても、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第14条で、人事委員会の勧告に基づき、「社会一般の情勢に適用するように、随時、適当な措置を講じなければならない」という「情勢適応の原則」が、また、同法第24条では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」（第1項）、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」（第3項）という「給与等の根本基準」が規定されている。

一方、特別職においては一般職員とは異なり、給与について法律上の規定はない。しかしながら、特別職においても、その勤務実態がいわゆるフルタイム勤務であることを前提とするならば、一般職員に適用される原則が同様に適用されるべきであると考えられる。

その上で、内閣官房で設置された「幹部公務員の給与に関する有識者懇談会」が平成16年3月31日にまとめた報告書では「内閣総理大臣や国務大臣の給与水準は、必ずしも民間企業の役員と単純に比較できるものではないので、人事院勧告に基づき決定される一般職の幹部公務員の給与水準、例えば一般職の最高位をこのような準拠すべき基準とし、それとのバランスで内閣総理大臣等の給与を決定することが適当である。」との指摘がなされている。

従って、この報告も参考にし、一般職の最上位である部長職を基準にして平均年収額を算出して、これを「100」とした場合の各職の指数を検証することとした。部長職の給与というのは、特別区人事委員会の勧告に応じて物価水準や民間給与実態を勘案して設定されていることから、その適否については正確に出されてきているという前提に立てるからである。

その際、実際の年収額とは異なるが、退職手当についても年割換算した上で年収額に含めて算出した結果、現状値では、おおよそ以下の通りである。なお、この年収額、指数値には政務活動費は含まれていない。

区 長	(27,408,000円、指数値206.7)
副 区 長	(20,043,975円、指数値151.2)
教 育 長	(16,926,687円、指数値127.7)
議 長	(15,926,392円、指数値120.1)
副 議 長	(13,937,755円、指数値105.1)
委 員 長	(11,707,022円、指数値 88.3)
副 委 員 長	(11,188,247円、指数値 84.4)
議 員	(10,652,180円、指数値 80.3)

この現状に対し、これまで分析してきた特別職及び議員の「職務と責任」から照らして、1年間の活動を保障するためにはどの程度の指数値が適切かという検討を行った。

この結果、特別職については、区長職が激務であることと非常に重い責任があることから、部長職の2倍以上は当然であるとして

武藤会長	<p>「200」に、副区長は区長と部長職との中間を上回るぐらいの職務、責任があると認められることから「150」に、教育長は法改正によって教育委員長職も兼ね、重責を担うことになるが、職務範囲が教育部門に限定されていることから「125」にすることが妥当であるとの議論になった。</p> <p>一方、議長は議会を代表する立場として、常勤に近い勤務形態になることから現状値では低すぎるとして「130」に、副議長は議長を代行するとしても、通常時の職務はそれほど多くないとして、議長とは差を設け「110」、委員長は委員会を総括的に監督する責任があるという点において、部長職と職務の責任が近いのではないかとして「100」、役職のない議員は委員長職と比して1割下げて「90」、副委員長は委員長職を代行するものの、通常時の職務はそれほど多くないとして、役職のない議員より若干上げて「92」とすることが妥当ではないかとの議論になった。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ここまでたどり着くには随分と時間がかかりましたが、これまでの経過を素直にまとめたというものがこの部分であります、いかがでしょうか。</p>
番委員	<p>お願いします。番委員、どうぞ。</p> <p>おおむねこの記載は議論の経過を反映していると思うのですが、7ページが一番下のところで「区長職が激務であることと非常に重い責任があることから、部長職の2倍以上は当然であるとして『200』」というのは言葉として矛盾しませんか。2倍程度は当然である。あるいは約2倍とか。2倍ということでもいいのであって、2倍以上という、それで200というのはちょっと違うかなと。2倍でいいのではないかという結論だったと思いますので、「200」と「以上」というのがちょっと合わない、そこを訂正していただきたい。</p>
武藤会長	<p>そうですね。2倍以上という、300も400も2倍以上ですからね。では、その部分は「2倍程度」といたしましょうか。</p>
番委員 山本委員 武藤会長	<p>「2倍程度」でいいのではないかと思います。</p> <p>区長は2,700万円も。</p>
山本委員	<p>これは年収も、普通はここに出ない退職金もですね。もう公開されていますが、退職金も全部含めて、それを4で割る。4年間1期分を4で割るとこういう数字になるということでございます。</p>
武藤会長	<p>毎月幾らもらえると、そういうものではない。そのように提示しないのですか。</p>
山本委員 武藤会長	<p>それは答申のほうに。これを逆に月額報酬にするとどうなるかというのは答申のほうに書かれていますので。3ページのところです。それは後ほど。まず検討経過をとということです。</p>
山本委員 武藤会長	<p>了解です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、次は報酬等の額の適否についての部分に入っていきたいと思えます。</p> <p>最初は8ページの中ほどからですが、これを一気に読んでいただくと大変ですので、9ページの⑤期末手当の前のところまでお願いいたします。</p>
総務課長	<p>8ページの中段、</p> <p>(2) 報酬等の額の適否について</p> <p>報酬等の額については、前回までの審議会においては、一般職員に適用される特別区人事委員会勧告をはじめ、社会経済状況等を勘案し、その適否を検討してきたところである。</p> <p>今般、これまでと同様に、社会経済状況を踏まえるとともに、新た</p>

<p>武藤会長</p> <p>山本委員 武藤会長 総務課長</p>	<p>に一般職員の部長職を「100」とした指数で表すことを試み、これを目安として額の適否を検討した。</p> <p>①国の動向（人事院給与勧告の状況） 当審議会が前回、平成24年に行った答申以降の人事院給与勧告は、平成25年度が月例給、特別給ともに据え置き、平成26年度が月例給0.27%、特別給0.15月、平成27年度が月例給0.36%、特別給0.10月であり、3ヶ年で月例給が0.63%、特別給が0.25月上昇している。</p> <p>②東京都区部消費者物価指数の推移 前回の答申時である平成24年9月分の総合指数を100とした場合の区部消費者物価指数は、平成25年9月が100.6、平成26年9月が103.4、平成27年9月が103.3となっており、平成24年9月と比べて3.3%上昇している。</p> <p>③東京都名目賃金の推移 前回の答申時である平成24年平均を100とした場合の名目賃金指数（現金給与総額、事業所規模30人以上）は、平成24年平均が100.0、平成25年平均が101.2、平成26年平均が102.3となっており、平成24年平均と比べて2.3%上昇している。</p> <p>④特別区一般職の動向（特別区人事委員会給与勧告の状況） 前回の答申時である平成24年度以降の勧告は、平成25年度が月例給△0.14%、特別給は据え置き、平成26年度は月例給が0.20%、特別給が0.25月、平成27年度は月例給が0.35%、特別給が0.10月となっており、3ヶ年で月例給が0.41%、特別給は0.35月上昇している。</p> <p>このように上記「①人事院給与勧告」、「②東京都区部消費者物価指数」、「③東京都名目賃金」、「④特別区人事委員会給与勧告」の状況を勘案すると、どの指標値等も、前回答申時以降の3ヶ年で上昇していること、また、前回の答申時にはマイナスの状況であったが、同様に3ヶ年の合計値を加味していたことから、今回の答申にあたっては、特別区人事委員会給与勧告の月例給における3ヶ年合計値0.41%を給料、報酬月額に加算するという結論に至った。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>この部分は、定め方ではなく、額の適否ですので、これまでの物価水準や情勢適用の原則に基づいて、物価がどう上がったとか、国の動向、特別区ではどうかということ整理したのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>了解です。 では、続きまして、⑤と⑥を読み上げてください。 9ページの⑤期末手当でございます。</p> <p>⑤期末手当 前回、平成24年度の当審議会からの答申の中で「今後の課題」として、議員の期末手当支給月数の見直しについて、議会独自の議論を期待していたところである。その後の議会側の検討状況は明らかにはなっていないが、今般、審議会条例そのものが改正されたことから、当審議会において期末手当を含めた総合的な視点からの検討を行った。</p> <p>期末手当は、議員報酬月額に45%を加算した額に支給基準率を乗じて算出しているが、審議の過程においては、この45%を加算する理由が不明確なため、説明ができるように整理する必要があるとして検討したものの、廃止をした場合には、かなり大きな減額となることから、直ちに行うことは難しいという議論になった。</p> <p>一方、支給基準率について、区長等特別職は3.25であるのに対して、議員は3.65と0.4の差が生じていることから、区民に分かりやすく示すためにも合わせるのが望ましいという結論に至った。</p> <p>⑥部長職を100とした場合の指数値</p>
---	---

<p>武藤会長</p> <p>山本委員 武藤会長</p> <p>総務課長</p>	<p>一般職の最高位である部長職を「100」とした場合の指数を目安として示した値は、区長（200）、副区長（150）、教育長（125）、議長（130）、副議長（110）、委員長（100）、副委員長（92）、議員（90）である。</p> <p>今回の審議においては、区長等特別職については、便宜上、退職手当を年額に換算した年収額で指数を算出した上、上記目安となる指数値となるよう給料月額を調整した。また議員については、報酬月額と期末手当の合計による年収額の指数値は、概ね上記目安となる値とした。なお、この年収額、指数値には政務活動費は含まれていない。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>異議なし。どうぞ進行してください。</p> <p>わかりました。</p> <p>それでは、検討経過の（２）の最後ということになりますが、政務活動費について、ここも３ページにわたるところです。長いのですが、よろしく願いいたします。</p> <p>10ページ、⑦政務活動費です。</p> <p>⑦政務活動費</p> <p>当審議会では、かねてより諮問対象範囲の拡大を検討するよう課題提起をしてきたが、漸く条例改正が行われ、本年４月１日から、給料、報酬の形態にとどまらず、総合的に検討することが可能となった。このため、期末手当や退職手当、そして、性質は異なるものの政務活動費についても現状を明らかにし、年収に換算した上で検証を行った。</p> <p>全国的に、政務活動費に対する厳しい指摘がなされている。その指摘はいずれも「額」と「使途」についてである。「額」については、各議員が政務活動を積極的に行うためにはいくらが妥当かという視点であり、「使途」については、個人の調査研究、政務活動という目的の中において、どこまで公費で賄うことが適切かという視点である。</p> <p>確かに、政務活動費という性質上、これを支出することによって区政に生かされ、区民福祉が向上するということに繋がらなければならない。しかしながら、各議員がその職責を果たしているかどうか、あるいは区民にとってどのような活躍をしているかについて、政務活動費の使途や使用金額のみをもって評価することは不可能である。</p> <p>また、千代田区議会においては、「千代田区議会政務活動費の交付に関する条例」の中で、議長及び議員の責務と透明性を確保するため、第三者の意見を聴いた上、少なくとも３年に１回、その額を見直さなければならないとの独自の規定を設けている。この第三者機関である「政務調査研究費（現政務活動費）交付額等審査会」は、平成19年度に、「政務調査研究費の金額について、全国一律に特定の金額が妥当だとする結論を導くことはできない」、「議員・会派の活動が広範で多様であり、しかも、全国の各議会で活動状況は異なり流動的であるため、全国一律の基準はもちろん、各議会内においてさえ必要かつ十分な基準を定めることが困難になっている。」と断じている。</p> <p>このような状況を鑑みると、政務活動費という制度そのものを廃止し、自分の報酬の中から自らの責任において支出をしていく時代へと向かっているとも言える。</p> <p>一方、実態としては、個別議員の政務活動として使う部分と、会派としてしっかりと精算する部分が分かりづらくなっている上、個別議員の政務活動として使う場合の使い方については様々な考え方があり、区民にはわかりにくくなっている。</p> <p>このため、当審議会においては、報酬額、あるいは政務活動費など</p>
--	---

	<p>の適否のみではなく、各議員がそれぞれの職責を果たし、一年間活躍をするためにいくら必要なのか、という年収額を明らかにし、その額の適否を総合的に検証する必要があると判断した。そして、「指数」という新たな指標によって議員報酬が大幅に増額となる一方で、政務活動費そのものを大胆に削減するという考えで整理がなされた。こうした大胆な案によって、政務活動費に対する積年の課題に一石を投じることができたのではないかと考える。</p> <p>ただし、政務活動費の額を大幅に削減することによって、各議員の積極的な政務活動を阻害することを意図しているものではない。当審議会においては、各議員がその職責を果たすために必要な年収額は報酬等で保障するということを基本としている。</p> <p>なお、政務活動費の支出に際しては、区民に対する説明責任を果たすために、領収書や使途明細の随時公開など、これまで以上に透明性、公開性を高める取り組みが求められているのは言うまでもない。</p> <p>また、区議会におかれては、本答申を踏まえ、議会として十分に検討されることを望むものである。その際には、「千代田区議会政務活動費の交付に関する条例」に規定されている3年に1回の額の見直しと第三者の意見聴取状況について、過去の経過を含めて明らかにするべきであろう。奇しくも現在、「開かれた議会」をめざして「議会のあり方に関する調査特別委員会」が設置されていることから、公開の場における抜本的な議論を期待するところである。</p>
武藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報道などでもいろいろと取り上げられた政務活動費の部分でございますが、随分と議論してまいりましたけれども、今回はこうした減額、最終的にはなくしたほうがいいのではないかとということも含めて、ここには全部なくせとは書いていませんけれども、全体の報酬を引き上げることと同時に政務活動費については減額という結論に至ったということがあります。結論は答申のほうにあります。この部分はいかがでしょうか。答申のほうを読み上げてからにいたしましょうか。</p>
藤原委員	<p>その前に細かい字句の修正を。細かいことばかり言って恐縮ですが、11ページの上から11行目「このような状況を鑑みると」と、これは「状況に鑑みると」ですね。普通は、時局に鑑みてとかいろいろな言い方がありますが、公の文書では大抵「に」になっていますので、「を」というのは、考えるということとは「を」でしようけれども、「鑑みる」は「に」だと思えます。</p>
武藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、2ページのほうに戻っていただいて、答申の中身を読んでいただこうかと思えます。お願いいたします。</p>
<p>総務課長 武藤会長 総務課長</p>	<p>2ページ、3ページ全部読んでしまってよろしいでしょうか。</p> <p>(1)と(2)で、まずは額の定め方についてお願いいたします。</p> <p>2ページ、</p> <p>1 答申</p> <p>(1) 報酬等の額の定め方について</p> <p>① 区民に対する透明性を確保する。</p> <p>報酬等の額を定めるにあたっては、透明性を高める意味からも、できる限り区民にわかりやすく、シンプルに示す必要がある。</p> <p>区長等あるいは議員にあっては、給料や議員報酬以外にも、実際には期末手当や退職手当、あるいはこれらとは性質が異なるものの、政務活動費が支給されていることから、給料や議員報酬のみをもって、職務と責任に見合う額を検討することは困難である。このため、額の</p>

	<p>適否を検討する際には、支給される金額を総合し、年収額として積算、検証する必要がある。</p> <p>②職務と責任という視点から部長職を「100」とした場合の指数を示す。</p> <p>一般職の最高位である部長職を「100」とした場合の指数を目安として示すと以下の通りとなる。</p> <p>区長「200」、副区長「150」、教育長「125」 議長「130」、副議長「110」、委員長「100」、副委員長「92」、議員「90」</p> <p>特別職においても、その勤務実態がいわゆるフルタイム勤務であることを前提とするならば、一般職員に適用される原則が同様に適用されるべきであると考えられる。また、各職の責任と仕事量に見合う額について区民にわかりやすく示すためには、一般職との比較で示すことが望ましい。</p> <p>この指数は、あくまでも目安であり、部長職の給料に自動的に連動する「スライド制」とは異なる。また、今回の答申で示した報酬等の額についても、必ずしも指数値に完全に合致したものではないし、指数そのものについても今後の各職の役割に応じて変わっていく可能性もある。</p> <p>しかしながら、社会経済状況や、各自治体の動向以外の客観的な判断基準を示すことができた点において、今後の当審議会の審議に大いに有益であるだけでなく、各職が期待される責任を果たし、仕事量をこなすために必要な収入の目安を示したことで、求められる職務と責任について、広範な議論がなされていくものと期待している。</p>
武藤会長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>この部分が今回の諮問で額の定め方についてという諮問があったものですから、苦勞したところでありますが、まずは透明性を高めるということと、それから部長職を100とした場合の指数で考えるということを経験してきて、答申に盛り込んだということでございます。</p>
	<p>文字の「しかしながら」のところを訂正するというところでございますが、ほかにお気づきの点は何かございますでしょうか。</p>
	<p>今回の指数はあくまで今回の答申ということでございますが、今後の議会活動や特別職の活動を見ながら、この指数は変わっていく可能性があるであろう。むしろこの審議会としての委員あるいは区民としての立場からも、こうした指数のように期待する特別職あるいは議員さんの活動が期待できているかどうかというのを一つの視点にするということになるかなと思います。職務と責任を果たしているかということですね。</p>
山本委員	<p>どうぞ、山本委員。</p> <p>私は、この間から指数、指数というけれども、指数というのはどこから出てきたのですか。</p>
武藤会長	<p>これは随分前にこういうことを言い出して検討してきた。</p>
山本委員	<p>それはわかっているのです。出席していますから、経過を見ています。指数というのは、とんでもない数字が出てくるわけですね。</p>
武藤会長	<p>とんでもない数字というのはどういう意味ですか。</p>
山本委員	<p>部長職を100とした場合という、これは部長職を100ではなくて、区長職を100。最高のトップの人を100とした場合がこうだといったらわかるのです。</p>
武藤会長	<p>それは、審議経過のところでお示したように、内閣官房で設置された幹部公務員の給与に関する有識者懇談会というところでも1つの事例として、事務次官給与を100とした場合というものが挙げられています。あるいは政務次官。今は副大臣になりましたけれども、政務次官の給与を100として考えると、そういうことが以前行われていたことが</p>

山本委員	<p>ありまして、そこからヒントを得て、部長職を100としてと。人事委員会などの答申なども、一般職ですから動いてきていますから、ここを基準とすると、ほかの動きが少ない。区長職を100とした場合だと、区長の給与というのは特例条例で下げたりとかいろいろありますので、そこを基準とすると大きくほかが変動してしまう。世の中で公務員給与として一番安定しているのは、自治体の場合には、一般職で部長職。国の場合は事務次官職ということを経験に考えていくと、安定した上でわかりやすいのではないかとこのところから出しているわけです。これは既に審議して、これで了承されていることではないかと思えます。</p>
武藤会長	<p>会長、部長職を普通のサラリーマン、下級職の人も必要なレベルで指数であらわすのだという言われ方をしているわけですね。普通の事務の職員も。</p>
山本委員	<p>普通の職員は、部長職を100とした場合という基準は使っていないと思います。もう既にそれぞれの人事院勧告などでピラミッド型の人数と給与の形ができていますので、そこでやっていると思いますが。</p>
武藤会長	<p>そういう一般事務職の人と管理職手当を出している人たちと全然違うわけですね。</p>
山本委員	<p>一番苦労したのは、議員さんがどのような活動をしているかだったと思うのです。そうすると、部長さんと同じくらいの役割を持っているのではないかとこのような議論をしてきたと思います。そこから始まっていますので、その点については、ここで今それを蒸し返すというか、書き直すのはちょっと難しいと思うのですが。</p>
武藤会長	<p>私は頭が年をとってぼけているかもしれないけれども、トップを100としてこうするとか、部長職ではなくて管理職以外の人たち、例えば課長職までとかというのだったらわかるのです。それが部長職になると指数が違いますね。</p>
番委員	<p>ただ、課長職を100とした場合どうなっていくのかということも、今は課長さんに近いのかなと思うのですけれども、私は部長さんに近づけたほうがいいのではないかと、そういう議論をしてきたと思うのです。したがって、部長さんを100として考えましょう。そうすると、区長さん、特別職の部分と議員さんの部分と両方がバランスよく見られるのではないかとこの視点です。</p>
<p>武藤会長 山本委員 番委員 山本委員 武藤会長 山本委員 番委員 武藤会長 山本委員 武藤会長</p>	<p>前の平成24年の審議会のときには、人事院勧告などを参考にしたり、いろいろな名目賃金の推移などを見て、現状の区長さんの給与などを前提とした上でどのくらい上がるかとかということをやってきたわけですね。だから、今回について額の定め方という、こういうテーマが新たに加わったというところで、国と同じように一般職のトップである部長職を100として決めるというのは、その部長職の給与の中に人事委員会の勧告など全てが盛り込まれますので、非常に明確になるのではないかと。与えられた新たな審議会の使命の回答としてはこれでよろしいと思えます。そういう議論をしてきたわけで、ここはそのとおり、その経過が反映されているのではないかと思えます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>私にはわからないんだよ。</p> <p>ずっと話してきましたよ。</p> <p>途中から入ったからね。</p> <p>いえいえ、山本委員は最初からいらっしやいました。</p> <p>会長の互選をやっていないもの。</p> <p>そんなことないですね。</p> <p>それは最初にやっております。</p> <p>私は途中から入っているから。</p> <p>もしかしたらそうだったかもしれません。</p>

<p>総務課長</p>	<p>では、これでもう議論は終わりというわけではありませんが、答申の部分の(2)額の適否を読んでいただいた後、そしてまた全体を議論したいと思います。</p> <p>それでは、(2)の3ページの部分をお願いいたします。</p> <p>3ページ、 (2)報酬等の額の適否について</p> <p>今回の当審議会においては、給料や報酬にとどまらず、年収換算をした上で総合的に検討を進め、目安となる指数を示したところである。しかしながら、現行条例上は給料月額、報酬月額、期末手当等、月額単位かつ個別の項目ごとの支給となっており、この支給方法を全て変更して、いわゆる「年俸制」とすべきかどうかについての結論には至っていない。このため、今回の「額の適否」についての答申は月額単位で行うが、引き続き「年俸制」についての議論を行っていく必要がある。</p> <p>なお、今回「指数」という新たな指標を用いて、1年間の活動に必要な額を算出した結果、議員報酬額が増加する一方で、「期末手当」及び「政務活動費」における減額案を示すものである。</p> <p>①区長、副区長及び教育長の給料月額</p> <p>区長 1,241,000円 (現行1,280,000円、△39,000円) 副区長 1,016,000円 (現行1,022,000円、△6,000円) 教育長 878,000円 (現行 895,000円、△17,000円)</p> <p>②議員及び役職にある議員の議員報酬月額</p> <p>議長 1,024,000円 (現行 921,000円、103,000円増) 副議長 909,000円 (現行 806,000円、103,000円増) 委員長 779,000円 (現行 677,000円、102,000円増) 副委員長 749,000円 (現行 647,000円、102,000円増) 議員 718,000円 (現行 616,000円、102,000円増)</p> <p>③議員及び役職にある議員の期末手当支給基準率 3.25 (現行3.65、△0.4)</p> <p>④政務活動費 (会派の運営に要する経費のみに限定する) 50,000円 (現行 150,000円、△100,000円)</p>
<p>武藤会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここが適否に関する答申ということですが、定め方の議論に基づいて、この3年間の変動等を加味した上で月額に直すところいう数字になるということですのでございます。この部分についてはいかがでしょうか。</p>
<p>山本委員 武藤会長 番委員</p>	<p>了解でいいんじゃないですか。</p> <p>番委員、どうぞ。</p> <p>結論的な数字の部分はもう確認したところで、それはよろしいのですが、現実的にどういうものが政務活動費として計上されているのかというような具体的実態をここに書き込むことが必要なのではないかと、これだけ見ても、本当に市民の目から隠す方向だというような誤った捉え方というか、私たちの意図しない捉え方をされるおそれがあるかなど。今、どういうものが政務活動費としてなっていて、会派としてこういう形で使われて、個人としてはこういうものが計上されている</p>

<p>武藤会長 番委員</p>	<p>けれども、それが流れとして例えば議員の熱心な活動の評価にストレートにつながらないのではないかみたいな、そこがわかるような具体的な例を挙げていただければいいのかなというのが1つ。</p> <p>あと、地方自治体といっても、区民と一番接触の多い千代田区というか区は一番基礎的な自治体ですね。その場合の議員さんの活動というのは、その前の5ページに議員活動のことが書いてありますが、やはり区民とすごく接触が多い。そういうような活動に多く時間をとっているということがあるので、基礎的な自治体における政務活動費をどのように考えるかというところの問題があると思うのです。ですから、そこについては書き込んでいただくというか、それこそ、これは都議会ではなくて、千代田区議会の議員さんの話だということがもうちょっと明確になるような活動実態等の関係もありますので、それを書いていただくといかなと思っていますのですが。</p>
<p>武藤会長 藤原委員</p>	<p>なるほど。</p> <p>私がこういう文章で書いてほしいというのは言っていないので、非常に無責任かもしれませんが、そういうことをちょっと書いてほしいと思いました。</p> <p>藤原委員、どうぞ。</p> <p>それに関連して。私も政務活動費を10万円カットするということが果たして議員さんの政務活動に具体的にどのような影響があるのか。痛くもかゆくもないのか。その辺が具体的に知りたいなどは思っていたのですが、前回時間がなくて伺いそびれてしまいました。</p> <p>実際これは現場で具体的なケースに直面なさっている方にしてみれば、いろいろなところでコストがかかると思うのです。それはどういうものかということを一般的に表現するというのは難しいのだろうなとは思いますが、例えば報道で言えば、調査報道みたいなものはすごく費用がかかるのです。それに取材費を制限ということを言われれば当然鈍くなるということはあると思います。ですから、議員さんが今までの活動にいささかも影響がないのだということであれば、一体その10万円はどうなっていたのだろうかという素朴な疑問もあります。</p> <p>それから党派活動としての費用が出ることになるという御説明があったと思うのですが、もしそうだとすれば、費目として党派の受ける費用、予算が増額されるというようなことが保障されているのか。もしそれがなくて、ただこちらからこちらへ移動しただけということになれば、一体政務活動とは何なのという、幻という感じがしないではないですけれども、その辺のことを具体的にこの間伺えなかったなとちょっと後悔しております。その辺はいかがでしょうか。</p>
<p>武藤会長 中村委員</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>実態としてどうかということについては、議会の皆さんに直接検討していただく必要があるのだろうと思います。手続的には、この答申が出ても、政務活動費そのものについて減額しろとか、ふやせ、現状維持にしろという権限がこの報酬等審議会にありませんもので、全体としてどうなの。これも見直したほうがいいんじゃないのという指摘、助言だと思います。</p> <p>手続的に申し上げますと、区議会がダイレクトに政務活動費を幾らにしようかということの前に、ことしの春で任期切れで、今はいらっしゃらないと思いますけれども、政務活動費の金額を検討していただく審査会が従来ありまして、その意見をいただいてから、それで議会としてどうしようかという二重の段取りがありませんと実は形にならないもので、あくまでも審査会は第三者機関委員会としての意見ですよ。実際どうするかというのは議会が別の審査会の意見を聞いて判断しますよということちょっとわかりづらい仕組みになっていますもので、その議論の経</p>

	<p>過の過程の中で今、委員がおっしゃったような、実際にどうなのという話がされるのだろうと思います。</p> <p>昨年だったと思いますけれども、審査会がまだ存在しているときに5万円の政務活動費のカットをしたらどうですかという助言がありました。何でという理由がわからなかったもので、それを受けた議会側のほうがどうしましょうかと相談した結果、5万円カットの理由がよくわからないねと。助言がそこまで触れていなかったもので、そのまま今日までできておりますので、それをひっくるめて全体的な議論は議会のほうに自主的にやっていただくようになるのだと思います。直接的な影響は出ないということです。</p>
藤原委員	<p>御説明がちょっとわからないのですけれども、例えば5万円カットということは、議員としてのコアな活動、コアな地域政治活動というものにかかわるはずですね。そうすると、具体的によくわからないというのが私にはまことに納得の行かない御説明で、その辺がどうしてもよかったと言っては失礼ですけれども、曖昧にされていたまま、報酬に回して、そして、議員報酬になれば当然税金がかかるわけですから、そうすると、税金を払った税抜きディスポーザブル・インカムの中から自分の政務活動を行うのかなと思って、そんな御奇特的なことがあるのかなと。逆に言うと、それは感じるわけです。</p>
武藤会長	<p>それは一般的に議員さんの多くは自分の個人の報酬の中から支出して政務活動をやっている方のほうが多いです。</p>
藤原委員	<p>そうでしょうね。そうだとすると、これは困ったことだという声が出てきてもおかしくはないですね。</p>
武藤会長	<p>ここで認識として重要なのは、現在の報酬の中からも、例えば勉強をするためにどこかに視察に行くというのがよくあります。この視察が、例えば広島に行った。広島市の市議会の平和への活動を見た。議員さんと懇談をしたとか意見を聞いてきたと。これは当然政務活動と見てもいいのですが、そのときついでに広島原爆記念碑を見てきたというようなときに、それは観光旅行ですかとかと言われてしまう場合がありますね。原爆記念碑は問題ないと思うのですが、観光地などに行った場合です。そこが非常に微妙で、観光行政を調べているのだったら、当然観光地に行かなければいけないわけです。そこが政務活動というのは、どこまで政務活動かは政治家の信念とともに政務活動の幅があると考えればいいと思います。</p>
藤原委員	<p>それはよくわかっています。政治家になる方々は志を持って、御自分の理念に基づいてそういう活動を日々なさっていらっしゃると思いますので、ですから、そのことを当事者である議会で議論なさったときに、明確な結論が出なかったというのは一体どうしてかなと。本当に私は素朴に疑問に思いました。</p>
武藤会長	<p>それは議員の中にも考え方が違う人が多数あって、多くの自治体、日本全体を見ると兼職ではないとできないような議員さんが多いものですから、自分のパートタイムとして政治家の仕事を考えている方と、都市の場合は政治家としてフルタイムで働く、活動している場合とで少し政治活動の信念の持ち方とか、それに伴う政務活動の範囲が異なってきた、現在のところは、そういう場合もほとんど領収書を出せばそれでいい。その説明は特にはない。領収書を見て判断をする。ですから、飲み屋の領収書はやはり指摘をされると思いますけれども、そうでないものについては、郵便切手などは何枚使うかというのは非常に微妙になってくるということになります。ですから、領収書を確認したから議会が透明になるということではなくて、やはり議会を支えるための議員さんの1年間の活動としてどのくらいの経費が必要なのかという観点からまず考えて、そこを踏まえた上で報酬額を出してきたということですね。とい</p>

山本委員 武藤会長 中村委員	<p>うことが結論ですが、具体的にどうするかは非常に難しく、今、話したように、視察に行ったことについても、例えば会派として行く場合と個人で行く場合との違いとか。これはなかなか説明するのが難しいですね。</p>
	<p>兵庫県であったね。</p>
	<p>そうですね。いろいろなところであるのですが。</p>
	<p>余計なことなのですが、政務活動費のそのものの使い方、用途について当審議会であらすべきだこうすべきだというものではないのだろうと思います。それはしかるべきところ、わかりづらいのですが、そこでやっていただきますけれども、今、会長がおっしゃったそういう問題があるのではないですかというお話の範囲だろうと思います。</p>
	<p>余計な話ですが、私たちはもちろん政務活動費を不透明にするためにやりましょうなどという話をしてきたわけではないのですが、前向きに取り組んできたのですけれども、そう見えないかという御批判の声が事実ある。そんなつもりではないけれども、そういう声もあるのかなと。そういう見方もできるのかもしれないねということについては、実際、議会の皆さんがそれを含めて受けとめて、具体的にどうすると。こういう検討をしていただくようになると思うのですが、そこはお任せするしかないのだろうと思います。</p>
武藤会長	<p>それが12ページの最後のところに書かれているように、議会で十分検討してくださいという審議会としてのお願いということになるかなと思います。</p>
	<p>では、今後の課題も読んでいただいて、全体を通じてということにしたいと思います。</p>
総務課長	<p>では、12ページの最後の今後の課題のところを読み上げてください。</p>
	<p>12ページ、 3 今後の課題</p>
	<p>当審議会の議論の中で、今後の課題として整理したものを以下に記述する。</p>
	<ol style="list-style-type: none"> (1) 「職務と責任」という視点から新たに目安として設定した指数そのものの適否については、今後さらに深く議論していく必要がある。 (2) 指数値の検討にあたっては、各特別職、議員がそれぞれの「職務と責任」を果たしているか、評価する仕組みについて議論していく必要がある。 (3) 政務活動費の支出状況によっては、さらなる検討が必要となる。 (4) 議員への期末手当の支給については、抜本的な議論が必要である。 (5) 議員報酬の年俸制について、引き続き研究する必要がある。
武藤会長	<p>ありがとうございました。 ますます難しい課題をみずからに与えているようなところがございませうが、いかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>山本委員、どうぞ。</p>
	<p>今、(1)から(5)まで読み上げられたのですが、きのうの東京新聞に千代田区議会の政務活動費つけかえの了承とかと書いてあるのですけれども、それに伴って沖縄からお見えになっていて、千代田区に在籍がない人がいるわけです。それがいいか悪いかという問題がここに出ているのですが、これは一体、今後の課題についての中にこういう報酬委員はどういうところから選ばれるのか。それが載っていないのですね。区長が選ぶのか。それとも役員会が選ぶのか。誰が選ぶか。報酬審議委員というのはどうなっているかよくわからないのですが。</p>

<p>武藤会長 総務課長</p>	<p>審議会の条例ではどうなっておりますでしょうか。 当審議会の条例で区内の公共的団体の代表もしくはその他の住民ということで、私どものほうで選任をさせていただいているところでございます。</p>
<p>武藤会長 山本委員 総務課長</p>	<p>この件については、余計なことかもしれませんが、今回の定例区議会の中でもさまざまに議論はされておりますので、そこで私も十分お話しをさせていただいているところでございます。</p> <p>議会で検討されているということですか。 抽象曖昧で全然わからないのだけれども。 そもそも委員さんの選任につきましては私どものほうでお願いを、きょうここにお越しいただいている、御欠席をされている委員さんも含めて私どものほうでお願いをしているところです。条例に基づいてお願いをしているということで、ここまでお一人お一人、お忙しい時間を割いていただいて、御議論をしていただいたということでございまして、今この委員会の場でお一人お一人がどうのこうのというのは適切ではないかなと事務局としては思いますが。</p>
<p>武藤会長 山本委員</p>	<p>そうですね。 山本委員、どうぞ。 会長、それじゃあこんなにマスコミに大きく書かれることはないと思いますよ。正しければ。だけれども、沖縄在住の選定は適当か不適当かということをはっきり書かれているわけでしょう。</p>
<p>武藤会長 山本委員 中村委員</p>	<p>それは具体的に言うと。 東京新聞です。ちょっとコピーをとってきてください。 沖縄からというのは、依頼されたのは私ですけども、山本委員はよしあしを検討しようという話なのですか。</p>
<p>山本委員 中村委員</p>	<p>よしあしではないでしょう。マスコミでこうやって取材に来られている。 取材はいろいろあるのでしょうかけれども、開会前にこれを読めみたいなお話がありましたけれども。</p>
<p>山本委員 中村委員</p>	<p>私が読めと言ったのではない。私はこの人に読みなさいと。 その記事があったとして、その適否をここで議論しようとおっしゃっているのですか。 問題は、先ほど来の議論から、個人の沖縄はいいとか、埼玉県がいいとか、いろいろなことですりかえをされてしまうと、本来のこちらの審議会の目的がちょっと見えなくなってしまうので、そういう問題があるとしたら、御指摘をいただいて、そういう疑問の声が上がっているよということについては、これ以降の審査会の条例を変える必要があるのかなということを含めて考えていただければいい話なのだろうと思います。私がいい悪いというのはちょっとおかしいと思いますよ。私は委嘱されているのですから。</p>
<p>武藤会長 山本委員</p>	<p>条例改正によって、教育長が特別職に入ったために、教育委員会のことをわかっている方に委員をお願いしてくださいとお願いをしました。議会についても、議員さんの活動についてアンケートをしようと思ったわけです。ところが議会からアンケートは受けられないという回答をいただいた結果、議員活動について詳しい方をお願いしたいということを含めて今度の審議会の委員をふやすというときに私が事務局にお願いをしました。したがって、2名の追加になっているわけでありまして。教育委員の経験者と議員の経験者ということでもありますので、そのことについてはこれまでの審議会の中で承認をされていると思いますが。 それはよくわかるのです。私が今聞いたのは、最後に今後の課題として、例えば諸団体に所属していると、諸団体はどこ聞いたの。そうしたら、諸団体というのは諸団体だと。そんな回答はないと思うのだよ</p>

<p>武藤会長 山本委員</p>	<p>ね。 区の行政に係る諸団体ということですね。 区の行政に関する諸団体だったら、公なのだから、きちんと団体名がわかるわけでしょう。それを曖昧に答えられたら困るのです。個人的な攻撃だと。個人的な攻撃ではないですよ。私はその諸団体の中の一部の機関の会長をやっているわけです。それで選抜されているわけです。そういう人がどこに所属しているか。</p>
<p>武藤会長 番委員</p>	<p>どうぞ。 山本委員は、今後の課題のところはこの審議会のメンバー構成とか選出の仕方ということについて検討しろという項目を入れるべきだというお話しなのですか。</p>
<p>山本委員 番委員 山本委員</p>	<p>そういうこと。 でも、それはここに書き込むことではないのかなと思います。 それはその人の意見ですから。千代田区の区議会議員に待遇者の諸団体の中に、もう沖縄に行っちゃって、脱会してしまった人がいるわけですよ。</p>
<p>中村委員</p>	<p>脱会はしていませんよ。私はメンバーですよ。千代田区役所の中に待遇者というのが存在しています。待遇者と待遇者会はつくりとしては別なのですけれども、私は待遇者なのです。それは御理解いただけないと話ができないのですが。</p>
<p>武藤会長 山本委員 中村委員 武藤会長</p>	<p>私もそういう理解でいいと思います。 ちょっと待って。待遇者会と待遇者。 別です。</p>
<p>山本委員 武藤会長 中村委員</p>	<p>要するに議員さんのOBである。議員経験者であるということと、議員経験者が会をつくっているということとは全く一致するものではありませんね。</p>
<p>山本委員 武藤会長 中村委員</p>	<p>中村さんは。 中村さんは議員の経験者であるということですよ。 待遇者会のメンバーになっているかどうかというのは確認していませんけれども、自動的になることがあるのです。多分なっているはずなのです。ただ、私も山本会長もそうですが、待遇者会の総会を開いて、あなたは報酬審に入ってくださいよという話ではなかったと思います。報酬審のそもそもの各分野から集まってくるといっては、多角的な視点を持って、考え方を、特定の人ではなくて、幅広く議論していただきましょうということが目的ですから、こちらはこういう専門家だね。こちらは経験者だねと。そういう形で、直接行政のほうが委嘱をしまして、参加ということになっているので、何も問題はないと思いますよ。</p>
<p>山本委員 中村委員</p>	<p>新聞記事だけで、私がここに座っているときに、沖縄にいる中村は問題なみたいな話をされるとちょっと私もうつらいな。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>だって、書いてあることは事実だから。 それは新聞報道ですから、報道の自由というものもあるかもしれませんけれども、ここでの話ではないですね。</p>
<p>武藤会長 総務課長</p>	<p>ありがとうございます。 では、事務局。</p>
<p>総務課長</p>	<p>事務局といたしましても、お一人お一人の委員さんをお願いしております。団体を通じて御推薦をお願いした委員さんもいらっしゃる、個別にお願いをした委員さんもいらっしゃいます。それはどの世界でもそうだろうと思います。御議論をいただいて、ここに至ったという経緯でございますので、山本委員が特定の委員のことをおっしゃっておられるのであれば、それは先ほどお話がございましたけれども、待遇者会の問題ということであるならば、私自身も待遇者会の事務局をさせていた</p>

武藤会長 山本委員	だいておりますので、また待遇者会の総会なりの場で私に対して問題提起なりをしていただければと思います。あとはもう待遇者会の問題かなというふうに捉えております。
総務課長	その点で御了解いただきたいと思います。 そうすると、事務局は待遇者会の立場で話しているのですね。それでいいのですね。
山本委員	私は待遇者会の事務局もしておりますので、待遇者会の事務局として至らぬ点があったということであれば、待遇者会の総会なりでおっしゃっていただければと思います。この場合は報酬等審議会でございますので、皆さんの御議論をお願いできればと思います。
総務課長	しつこいようだけれども、事務局は、待遇者会という会はまとまっている。不特定多数、2名から3名以上の人たちが集まったら会と言うけれども、1人で会というのはあるの。みんなそれぞれの会派を名乗ってもいいわけですか。
山本委員	待遇者会というのは御案内のとおり、議員を2期以上務めた方が議員待遇者となって、その方たちで構成する会でございます。待遇者会の中の話につきましては、待遇者会の中で御議論いただければと思っております。事務局としての責任云々につきましては、待遇者会の場でいただければと思っております。
総務課長	ちょっと待ってください。今、一番重要なこと。事務局は、待遇者会でやってくださいということですから、そうすると私は何のためにいるのですか。
山本委員	報酬等審議会の一委員として、議会での御経験もある中で御議論をいただきたいと思ってお願いをしております。
総務課長	でも、あなたは言ったよ。待遇者会の代表として出てくださいと。
山本委員	待遇者会として御推薦をお願いして、会長みずからが、前任の方にお断りのお電話をされて、御自身がなられたという経過でございます。それは間違いございません。
総務課長	だけれども、そういうふうにしてくれと言ったのはあなただよ。
山本委員	お願いをして、今、来ていただいて、このまま御議論いただいております。
総務課長	そうしたら、もう一人の人が待遇者会だと名乗っていたらどうなっているの。
山本委員	中村委員も待遇者会です。属しております。それは先ほど来御説明をしているとおりでございます。
中村委員	皆さん全部違う地域から選ばれている人たちが来ているのに、ダブってくるわけね。
山本委員	議員経験者は過去にも2名入っていらっしゃいました。ですから、山本委員は20年前に議員でいらっしゃった。私は40年間議員だったということでの違いはありますけれども、経験者という点では同じでありますけれども、直近の議会の状況が、私が受けとめたのは、なかなかわかりづらいということがありまして、メンバーに選ばれたのだろうと認識しております。したがって、この委員会の中ではできるだけ議会の状況について報告申し上げているつもりでいるのですけれどもね。そのときには、別に山本委員も何らおっしゃらなくて、いろいろ御意見を受けていらっしゃるかもしれませんが、突然この場でということが私には解せない。いずれにしましても、私は、会のほうの決議を受けて出たわけではなくて、先ほど申し上げました待遇者会か、待遇者かは定かでないところがあるかもしれませんが。
中村委員	それが定かでないから。
	私の場合は決議しているわけではないですから。経験を積んでいるから、それを役に立てたいということでお話をいただいたと認識していま

武藤会長	す。 ことしの4月だったと思いますが、新たに2名追加の審議会が始まったときに承認をいただいているはずですが。その前のときかもしれませんが、ですから、そのことについては、議事録を確認していただければ確認できると思います。
山本委員 武藤会長	だから、沖縄の人ですからね。 現在住んでいるのが沖縄だけれども、着任時は千代田区にいらっしやったわけですから、いいではないですか。
山本委員 武藤会長	沖縄の人で奥さんも沖縄の人で。 それはプライバシーにかかわることですから、こういうところでその話をすべき話ではないと思いますがどうでしょうか。
山本委員	プライバシーって、もう少しはっきり、私はいろいろな人たちからそういう声を聞いてきて、沖縄の人が入ってくるのはおかしいのではないのと言われたから私は聞いているのですよ。
武藤会長	ですから、千代田区議会の議員経験者としてここに参加していただいているということですので、何ら問題ないと私は思いますが。
山本委員 武藤会長	区議会議員経験者だけですね。 区議会議員経験者として入っていただいています。
山本委員 政策経営部長	区議会議員経験者会ではないのですね。 議員経験者、その会という話なのですけれども、皆さん簡単に考えていただくと思うのですが、学校を卒業されると同窓会の名簿に載るのと同じというふうに理解をしていただきたい。議員待遇者会というのは、いわゆる親睦団体。法人格を持っているわけでも何でもないのですが、ただ議員の規定の中で言えば、区議会議員を2期以上務めた方は自動的に議員待遇者会の名簿に載ります。親睦団体ですから、いろいろな行事をする。そこに参加するかしないかというのは、同窓会の名簿に載って、同窓会の行事に行くかどうかというものの違いと同じなので、そういう意味で言うと、議員待遇者ですねということイコール議員待遇者ということであれば、議員待遇者会の会員であるということに自動的になっているところだけは、いろいろ話が出ているのですけれども、議員待遇者会という親睦的な団体の便宜的な事務局。運営をするに当たってのお手伝いをするという意味で、政策経営部の総務課が務めているという実態でございますので、今のお話は何もわからないで聞いていらっしやると何か問題があるように聞こえてしまっているかもしれませんが、私どもは議員待遇者会のメンバーである長年の議員経験をされている方たちに新たな条例の規定の中で増員することになり、また委員会の議論の中でも、できる限り議会の運営の実態、課題等を知りたいというこれまでの議論も踏まえて、区長が中村委員に御委嘱を申し上げたということございまして、それ以上でもそれ以下でもございませんので、済みません、事務局として発言をさせていただきました。
武藤会長 山本委員	ありがとうございます。 今、歌川部長がお話ししていたお話で、マスコミに書いてある新聞の題材は合っているのですか合っていないのですか。うそなのですか。でたらめなのですか。
武藤会長	ちょっと待ってください。 新聞記事を私も見ていませんけれども、それをここで、報酬審として議論しなければいけない内容なのですか。
山本委員	はっきり言います。今後の課題だから、職務と責任がいろいろなふうにならってくるわけですから。その中でこういうふうに新聞に載って、沖縄在住の人がそういうことになってもいいのですかということ。そういうことがあるのです。
武藤会長	そうですか。わかりました。では、後で読ませていただきます。この

	<p>審議会が終わってから読ませていただきます。</p> <p>中村委員、何か。</p>
中村委員	<p>これは審議会条例をどうするか。審議会のメンバーを誰にお願いするかということは、行政のほうの仕事でありまして、当委員会の判断すべき対象ではないと思います。</p>
武藤会長	<p>そうですね。それから、手続上、区長さんにも推薦を依頼して、区長さんから上がってきているのですから、それも問題ないのではないのでしょうか。</p>
山本委員	<p>はっきり言って、ある議員さんから私のところへ直訴があったのです。区長が特別何とかという専門用語を言っていましたけれども、そういう疑惑を感じるというような言い方をしたというように聞いたのです。そうすると、中村さんは区長が選んだことによって、推薦したこと。</p>
武藤会長 山本委員 総務課長	<p>区長ですか。議長。</p> <p>選んだのは区長だよ。</p> <p>委員さん方に一人一人委嘱をするのは区長名でございます。ただ、今、山本先生がおっしゃっているのは、ほかの委員さんもおっしゃっておられますとおり、ここでの話ではないのかなと事務局としては思います。もし待遇者会の事務局として総務課長である私が至らないというのであれば、それは待遇者会の場でお責めいただければ結構でございます。</p>
	<p>ちなみに、今、一つだけ事務局として確認をさせていただきたいのですが、山本先生が今、ある議員から直訴というお話がありましたけれども、どなたからどういう話があって、今突然そういうことをおっしゃられているのかだけ教えていただければよろしいでしょうか。</p>
山本委員 総務課長	<p>現職の議員さんですよ。区会議員です。</p> <p>この間ずっと皆さんで御議論いただいて、ようやく最後の答申をまとめて、最後の議論をいただいて。</p>
山本委員	<p>事務局の人もよく聞いてよ。最後の今後の課題としてという問題。だから、取り上げたのです。</p>
政策経営部長	<p>繰り返しになりますけれども、今、清水のほうから申し上げたとおおり、委員の選任については、申しわけございませんが、報酬等のこの審議会の議題ではない。審議していただく事項ではございませんので、そこをしっかりと分けていただいて、事務局としてのお願いですけれども、本日は区長のほうから諮問を申し上げた事項についての答申をまとめるという段階になっているというところをしっかりと踏まえていただきたい。</p>
山本委員	<p>ちょっと歌川さん、しっかりしてよ。もうちょっとしっかりしなきゃ。だって、区長が選任して出したんでしょう。それで、そんな人が選ばれているから問題になるんじゃない。これはほかの人がやっているんだっいたらいいんですよ。</p>
中村委員 山本委員	<p>問題って何が問題なんですか。</p> <p>新聞を読めばわかるじゃない。こんな問題かとあなたは言っていたけれども。</p>
中村委員	<p>遠慮して、ちょっと控え目にしておりますが、その新聞記事に書かれているとされるものが事実かどうか私にもわかりません。どういうことが書いてあるかどうかわかりませんが、新聞記事があるからおまへは悪いんだともし私を御批判するのであれば、それは全く違います。</p> <p>先ほどお話がありましたように、これは区長の諮問に対する答えを出すわけでありまして、それから外れることはちょっと違うのかなということなのです。</p>
山本委員	<p>会長、いいですか。</p>

<p>武藤会長 山本委員</p>	<p>どうぞ。 今回、マスコミさんもずっと集まっていらっしゃる。傍聴でずっと聞いていらっしゃって、私は思うのですけれども、普通の審議会ではほとんど来ないですね。だけれども、給料の問題とか個人の問題、使途の問題が出たりするとニュース性があるからマスコミが集まるわけです。特に給料、報酬などという全部集まる。だから、我々までぴりぴりしているわけです。だから、このことについてきちんと明解な答えを出してやれば、別に事務局がああでもないこうでもないなどと言う必要もないわけですよ。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>わかりました。それでは、先ほどから事務局の説明もありますように、この委員の選任に関しては、審議会として議論すべきことではないということですので、今後の課題にも掲載しないということで御了解いただきたいと思います。この件はここまでとさせていただきます。 審議をもう一度戻しますと、現在答申の全体を読んでいただいて、課題のところでも今のようなことがあったのですが、先ほど11ページのところで、政務活動の具体的な内容について書いたらどうかという御提案がございましたが、これについては、少しどういう事案を書けばいいのかということも含めて考えさせていただいて、また事務局と相談の上、最終的な答申をつくりたいと思います。事前に皆様にお送りいたしますので、それで御確認ください。 そのほかどうでしょうか。特にございませんでしょうか。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>どうぞ、荒井委員。 今後の課題の(3)で「政務活動費の支出状況によっては、さらなる検討が必要」とありますけれども、11ページのほうに、私も途中から入ったので詳しい経過は余りわからないのですけれども、交付額等審査会というのが平成19年に答申ですか。何か出しているのですけれども、この交付額等審査会というものは今もあるものなのか。もしあるとすれば、そことの兼ね合いはどうかなのかなというのが、ちょっと疑問というか、質問なのですが。</p>
<p>武藤会長 総務課長</p>	<p>その点について、事務局から御回答ください。 先ほど中村委員も少し御発言をされたところですが、交付額等審査会というのは、11ページの上のところに書いてございます。区議会の政務活動費の交付に関する条例。区議会のほうで定めている条例でございます。この中で政務活動費の額を3年に一遍見直さなければならぬという規定がございます。その際には、別に定める方法で第三者の意見を聞いてと。別に定めるところが政務活動費の交付額等審査会という今、荒井委員がおっしゃられたこれを設置しますよという規定がございます。現在、その審査会が設置されているかどうかというのは私どもではわからないのですけれども、ここで書いてあるのは、19年度に、ホームページ上で出ていますけれども、会長のほうから指摘がありましてとったもの。その中の記載がこういうように書かれているということでございます。今後どうするのかというのは、先ほど来委員の中でも御発言がありましたとおり、この修正された答申を区長に提出して、区長のほうで答申の中身を検討する。ただし、議会にも関係することであれば、議会のほうとも意見交換をするということになるのだろうと思っております。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>よろしいですか。 その原本を私もここに持っているのですけれども、元市長会か何かをお務めの地方自治の専門家の方で岡本光雄さんという方。もう亡くなられてしまったのですが、最初は報酬等審議会の委員でしたね。という方です。 ほかになれば、政務活動費の部分についての修正を行い、言葉の修</p>

	<p>正も御指摘いただいたところを修正して、最終的な答申とさせていただきます。</p> <p>今後のことについて、最終的に整理して、皆さんの御確認をいただいて、区長に答申としたいと思いますが、その際、もう一回審議会を行うかどうかということでございます。要するに最終的な確認をする。きょうの議論を踏まえて、答申案文を修正いたしますが、それと、それから区長にお渡しするという、そういう行事というのですか、儀式というのですか、そういうものがありますが、それを審議会として行うかどうかということでございます。審議会を開くということになれば、もう一度こういう場をつくって、最終的に確認をしていただくのですが、そうではなくて、形式的な話になるから、郵送して、御確認いただいて、区長に渡すのは時間のある方のみでお渡しするというにすることにするかということなのですが、いかがいたしましょうか。</p>
山本委員	山本委員、どうぞ。
武藤会長	まだたくさん意見があるんですね。もう一回開かれるように。
山本委員	審議会をもう一回開く。
	それできちんと報酬を上げるということに対して、マスコミの人たちもお集まりいただいているわけですから、もうちょっとしっかりした指数のところとか、そういうものを全部理解して出すべきではないか。
武藤会長	御意見なのですが、この後、この答申は議会に提出されて、議会で議論をするということになっていきます。
山本委員	私たちは答申でオーケーを出していないでしょう。
武藤会長	この答申はこの答申として確定をいたします。
山本委員	ちょっと待ってください。私たちはこれを了解していませんよ。これは全部了解、報酬を値上げするということを知していませんよ。
武藤会長	そうなのですか。
番委員	では、今まで何回も何回も開いてきていて、山本委員はそれはどうだったのですか。
山本委員	だからやるかやらないか、何パーセントにするか、そうやって決めていって、積み重ねたもので答えが出るわけでしょう。
番委員	いや、今まで積み重ねたと思っておりますけれど。それからあと、期限もありますね。これからの流れを踏まえて。それによると思いますが。
総務課長	今、期限というお話がございましたので、先ほど政務活動費の条例の中で少なくとも3年に一遍議会のほうで額をとということで書かれてありましたけれども、お願いをしております皆様方、この報酬等審議会も3年に一遍ということになっておりまして、前回は会長がお話になりましたように、24年度で答申をいただいておりますので、今回は抜本的な御議論を25年度からずっとしてきていただいておりますけれども、その最終、25、26、27年度。ことしが3年ということで最終になりますので、できるだけ速やかに御答申をいただければありがたいということでこの間お願いをしてきたところでございます。
山本委員	あの条例では定められていないのですよね。条例には、せねばならぬという罰則もないし規定もないのですよ。
総務課長	少なくとも、3年に一遍意見を聞かなければならないということですよ。
山本委員	意見を聞かなければならないということですから、聞く以上は何回でも会議をやってもいいということなのですよ。
武藤会長	ですから、この答申について山本委員は反対だという、この段階について、今まで議論してきたことは反対であるという、そういうことありますか。
山本委員	反対とか賛成とかの問題ではないですよ。会長、もうちょっとしっか

<p>武藤会長</p>	<p>りしてくださいよ。要するに私が言っているのは、まだこれは結論を出していないでしょうと。</p>
<p>山本委員</p>	<p>いやいや、もう結論は出ているのです。答申という形で。こういう答申として結論を出したのです。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>この答申は誰が出したのですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私たちです。ここを確定しましょうときょう行われています。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>私は賛成していませんよ。</p>
<p>山本委員</p>	<p>そうしたら、問題は、どう反対意見をここに書き加えるかということになると思います。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>そういうふうに話をしてくれるのだったらよく理解できます。だけれども、もう答えが出ているのですから問答無用とばっさりとされたらかなわないですよ。</p>
<p>山本委員</p>	<p>わかりました。反対だとは思わなかったものですから、今まで賛成していただいているとばかり思ったものですから、こういう議論になった。今まで明確に反対をするという御意見を私は記憶していないので。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>別に反対も賛成も言う必要はないから黙っていた。</p>
<p>山本委員</p>	<p>ですから、今はもう答申を出す時期ですので、反対であれば、反対意見を検討経過の中に書き込みますので、それをおっしゃってください。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>それでは、申しわけないのですけれども、答申を白紙に一回戻してください。</p>
<p>山本委員</p>	<p>白紙に戻せという御意見がありましたということは書き加えたいと思います。しかしながら、今の段階で多くの委員の方は賛成していただいていると思いますので、これを白紙に戻すことはする必要はないと私は思います。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>私の意見を加えるということであれば、文言は全部変わりますからね。</p>
<p>山本委員</p>	<p>いやいや、それは検討経過の最後のところにこういう御意見があったということは書き加えたいと思いますが、答申本体に委員の過半数の皆さんがそのとおりということであれば、もう一度やり直さないといけな</p>
<p>武藤会長</p>	<p>いと思いがすが、そうでなければ、山本委員の御意見として最後に加えたいと思います。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私は賛成とか反対とかという、上げる上げないと言っているわけではありません。ただ、答申の出し方もおかしいのではないですかと。答申でもう決まりました。値上げをしますということはやっていないのだから。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>やっていますよ。答申の中に書いていますよ。ただ、実際に値上げできるかどうかは、今後議会の審議があって、可決された場合にこうなっていくということです。議会が否決すれば。</p>
<p>山本委員</p>	<p>こういうことなのだと理解しておりますが、議論してきた報酬審のまとめがこの答申の形になった。そこは先ほど来これでいいねと言ってきた。これは緩やかな合議体ですから、個別の意見というのは、私だってえっというところはもちろんありますけれども、全体的なそれぞれの立場からの意見を持ち寄って積み上げてきたというところでは、大まか</p>
<p>武藤会長</p>	<p>こういう感じかなということでは、先ほど来了解いただいたと思うのですが、それが当委員会のあくまでも答申であって、それを受けとめた区長がどうするのかというのが1つ。これが客観的な諸状況も鑑みて、配慮しながら、いつどうするのか。何もしないのかということを含めて判断</p>
<p>山本委員</p>	<p>なさると思います。これが議案になったら、今度は議会側がそれをどうするかということになって、それで、区長案でいいじゃないか。必ずしも答申どおりいかないかもしれませんが、そこでの議会の自主的な判断があります。それが無いと形にはならないということなのだろう</p>
<p>武藤会長</p>	<p>と思います。そういう理解でよろしいのですね。</p>
<p>中村委員</p>	

山本委員	<p>会長、私も長年、会社を持ってやっていたから経験で言えるのですけれども、報酬等審議会というのは、全員が了解をしていけば、出しても、いろいろな問題にならないのですけれども、1人でも反対が出ると、これはマスコミの餌食になると思うのです。笑わないで、悪いけれども。真剣なんだから。</p>
武藤会長 番委員	<p>どうぞ。</p> <p>山本委員、きょうの議題書にもあるように、12回なのですよ。2年間やってきているのです。ずっと話をしてくれて、山本委員もいろいろ発言なされた結果、最終的にこの方向のところまでたどり着いたという理解を私はしています。それをあとどのぐらいかかればまとまるのですか。</p>
山本委員	<p>ちょっと待ってください。</p>
総務課長	<p>事務局、私は何回出席していますか。途中からなっているから。</p> <p>ほとんど全部でございます。最初からほとんど全部出席をしていただいています。</p>
山本委員 総務課長	<p>会長を選任していないよ。</p> <p>選任をしていただいて、ここでもずっと御議論をいただいています。いろいろ御発言もされ、御了承もされ、ここに至っています。事務局としてはそれを明確に申し上げます。</p>
山本委員 武藤会長 番委員	<p>ぼけているからわからないかな。ぼけていたで終わりにする。</p> <p>審議会を開くかどうかということ。どうでしょうか。</p>
武藤会長 中村委員	<p>無理でしょう。</p>
武藤会長 山本委員	<p>もう審議会はよろしいですか。</p>
武藤会長	<p>微調整だから。</p>
武藤会長 山本委員 武藤会長	<p>微調整です。</p> <p>微調整だからあともう一回きちんとやったほうがいいんじゃないの。</p> <p>皆さん、どうでしょうか。もうよろしいですか。</p> <p>それでは、審議会を開かない方向で、皆さんに個別に確認をしていたくことにいたします。これはしっかりと事務局から私のほうで最終案を事務局と詰めて作成し、それを御確認いただくということはしたいと思えます。</p>
山本委員	<p>ちょっと待ってください。</p> <p>それを言うのだったら、それができ上がってから皆さんに説明したほうがいいのではないですか。</p>
武藤会長	<p>もちろでき上がってからです。最終案というのはきょうの議論を踏まえた修正です。</p>
山本委員	<p>修正案をきちんとこういうようになりましたよと。皆さん何かありますかということ聞いたほうがいいのではないですか。個別にやってしまったら。</p>
武藤会長	<p>ですから、今回の主たる内容は、99%は変わらない。1%以下の部分ですが、訂正をさせていただく、その御確認ということですから、それほど時間はとらない。山本委員は少し時間がかかるかもしれませんが、そういう意味で、ほぼ形式的な会議になるからということで皆さんも審議会は開かなくていいというお考えだということですから、開かない方向で、個別の確認をしてまいりますということ。この点も御了承いただけたらと思います。</p> <p>区長への答申についてなのですが、これは区長の大変お忙しい日程の中から答申案文が最終的に確定して、皆さんの同意を得た上での日程ですので、まだいつになるかわかりませんが、私は答申をお渡ししますが、お時間がある方は一緒に来ていただけるかどうか。あるいはその必要があるのかないのかです。いかがでしょうか。</p>
番委員	<p>会長が区長にという形で。</p>
武藤会長	<p>これまでは私が1人で答申をお渡ししていたということですが、いか</p>

山本委員
武藤会長
山本委員
武藤会長

がでしょうか。よろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。そうすると、日程調整の上でも区長さんの日程と合わせて答申をいたしたいと思います。

会長は強引にやろうとしているのですね。

私が1人で、強引にではなくて、皆さんの意見を。

みんなで会合を開いて最終的に決めましようと言っているんだよ。

もうほとんど修正部分はありませんので、ちょっと追記するということですから、御了解いただきたいと思います。

それでは、本日はこれで終了したいと思います。活発な議論をどうもありがとうございました。

お疲れさまでした。

— 了 —